

○尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例施行規則

平成17年3月31日

規則第32号

改正 平成26年10月7日規則第61号

平成28年3月31日規則第44号

令和5年3月31日規則第19号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例（平成16年尼崎市条例第49号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(平26規則61・平28規則44・一部改正)

(調査審議の手續の併合又は分離)

第2条 審査委員会（条例第8条第1項の規定により部会が置かれたときは、部会。次条において同じ。）は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

2 審査委員会は、前項の規定により審査請求に係る事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第13条第4項に規定する参加人をいう。）及び市長にその旨を通知しなければならない。

(平28規則44・旧第3条繰上・一部改正、令5規則19・一部改正)

(実施機関の申出等)

第3条 処分等（尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号。以下「情報公開条例」という。）第18条、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年尼崎市条例第9号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第10条又は尼崎市議会個人情報の保護に関する条例（令和5年尼崎市条例第17号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第49条第1項に規定する処分等をいう。以下同じ。）に係る公文書（情報公開条例第2条第2号若しくは議会個人情報保護条例第2条第1項第1号に規定する公文書又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書で個人情報保護法施行条例第2条第1項

に規定する実施機関が保有しているものをいう。以下同じ。)に記録されている情報がその取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、当該処分等に係る実施機関(情報公開条例第2条第1号又は個人情報保護法施行条例第2条第1項に規定する実施機関若しくは尼崎市議会議長をいう。以下同じ。)は、その旨を審査委員会に申し出ることができる。

- 2 審査委員会は、前項の規定による申出を受けた場合において、法第81条第3項において準用する法第74条(個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により当該申出に係る公文書の提示を求めようとするときは、当該申出をした実施機関の意見を聴かなければならない。

(平28規則44・旧第4条繰上・一部改正、令5規則19・一部改正)

(写し等交付請求)

第4条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の求め(以下「写し等交付請求」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。

- (1) 当該写し等交付請求に係る主張書面(法第74条に規定する主張書面をいう。)若しくは資料(電磁的記録(法第38条第1項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)を除く。)(以下「対象主張書面等」という。)又は当該写し等交付請求に係る電磁的記録(以下「対象電磁的記録」という。)を特定するに足りる事項
- (2) 次条各号に掲げる交付の方法のうち当該写し等交付請求をする者が希望する方法
- (3) 第6条第1項の規定により写し等交付請求に係る写し等(尼崎市行政不服審査等関係事務手数料条例(平成28年尼崎市条例第34号)第2条第1項第1号に規定する写し等をいう。以下同じ。)の送付による交付を求める場合にあつては、その旨

(平28規則44・追加)

(写し等の交付の方法)

第5条 写し等交付請求に係る写し等の交付の方法は、次のとおりとする。

- (1) 対象主張書面等の写しにあつては、当該対象主張書面等を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものを交付する方法
- (2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものを交付する方法

(平28規則44・全改)

(写し等の送付による交付)

第6条 写し等交付請求をする者は、その写し等の送付による交付を審査委員会に求めることができる。

2 前項の規定により写し等交付請求に係る写し等の送付による交付を求めた者は、審査委員会が指定する日までに、当該写し等の送付に要する費用を郵便切手で納付しなければならない。

3 前項の費用の額は、同項の送付に要する郵便料金に相当する額とする。

(平28規則44・追加)

(運営の細目)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査委員会の運営について必要な事項は、会長が審査委員会に諮って定める。

(平28規則44・旧第6条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(尼崎市公文書公開等審査委員会規則の廃止)

2 尼崎市公文書公開等審査委員会規則(平成元年尼崎市規則第14号)は、廃止する。

付 則(平成26年10月7日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年3月31日規則第44号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた尼崎市情報公開条例(平成16年尼崎市条例第47号)第12条第1項に規定する開示決定等(以下「公文書開示決定等」という。)又は尼崎市個人情報保護条例(平成16年尼崎市条例第48号)第19条第1項に規定する開示決定等(以下「自己情報開示決定等」という。)、同条例第29条第1項に規定する訂正決定等若しくは同条例第37条第1項に規定する利用停止決定等(以下「開示等処分」という。)に係る不服申立てについては、この規則による改正前の尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第2条の規定は、なおその効力を有する。

3 この規則による改正後の尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例施行規則(以下

「改正後の規則」という。)第2条の規定は、施行日以後にされる公文書開示決定等又は開示等処分に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等又は開示等処分に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

4 改正後の規則第3条の規定は、施行日以後にされる公文書開示決定等又は自己情報開示決定等に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等又は自己情報開示決定等に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

5 改正前の規則第5条の規定は、尼崎市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年尼崎市条例第10号）付則第5項の規定により同条例第5条の規定による改正前の尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例（平成16年尼崎市条例第49号）第9条第4項及び第11条第1項の規定がなおその効力を有するものとされた場合においては、なおその効力を有する。

6 改正後の規則第4条から第6条までの規定は、施行日以後にされる開示決定等又は開示等処分に係る審査請求について適用する。

付 則（令和5年3月31日規則第19号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。